

議案第19号

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項及び同表選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表開票立会人の項及び同表選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部が改正されたことに伴い、投票所の投票管理者等の報酬の額を引き上げるため、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。

令和元年6月14日原案可決